

佐賀県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月二日から平成二十二年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 有田停車場線	西松浦郡有田町本町字東ノ前丙九七 二番三四地先から 西松浦郡有田町本町字東ノ前丙一〇 一五番六地先まで	平成二二・三・二
県道 大木有田線	西松浦郡有田町広瀬字廣瀬甲七八六 番二地先から 西松浦郡有田町本町字椎谷丙一一三 八番地先まで	〃